

高松市公の施設指定管理者導入施設に対する評価

評価対象期間：令和4年4月1日～令和5年3月31日

施設名	高松市文化芸術ホール		
指定管理者	公益財団法人 高松市文化芸術財団	施設所管課等	文化芸術振興課
指定期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日(5年間)	公募・非公募の別	非公募
所在地	高松市サンポート2番1号	業務の概要	○施設の維持管理・運營業務 ・ホール(大ホール・第1小ホール・第2小ホール)の貸出 ・会議室(12)、リハーサル室(3)、練習室(6)、和室等の貸出 ・上記貸出施設の利用料の徴収に関する業務等 ※令和4年度は大規模改修工事のため、1F施設以外は休館 ○財団主催事業の企画・実施 ・自主事業(主催(補助)5・主催(独自)1・共催1の実施等 ・文化芸術振興事業の受託(アーツフェスタ、学校巡回芸術・能楽教室、デリバリーアーツ)
施設の概要	【施設】 鉄筋コンクリート造 地下2階・地上7階建(免震構造) 【職員の状況】 常務理事1人、嘱託職員21人 【使用時間】 9:00-22:00(9:00-23:00、リハーサル・練習室) 年末年始は休館		

	項目名	令和4年度	令和3年度	項目名	令和4年度	令和3年度
利用状況等	利用者数	30,362 人	171,466 人	ホール稼働率	%	63.5 %
	自主事業開催数	7	14	会議室・練習室等稼働率	37.6 %	74.8 %
	自主事業入場者数	9,479	8,992			
収支状況等	収入総額	299,253 千円	484,318 千円	支出総額	298,117 千円	489,433 千円
	(うち指定管理料)	263,231 千円	319,636 千円	清算額(市へ戻入分)	22,219 千円	0 千円
	施設使用料収入	5,213 千円	90,478 千円		千円	千円

評価基準	評価項目	指定管理者自己評価コメント	所管課等評価
1 基本事項	①法令上必要な知識等、安全対策、危機管理	「高松シンボルタワー共同防火・防災管理協議会」の構成員として、火災総合訓練や地震・火災総合訓練に積極的に参加するなど危機管理体制の強化に努め、安全・安心な施設運営に取り組んだ。 パワハラ防止法及び改正公益通報保護法に対応するため、就業規則等を整備し、ハラスメントの未然の対策を講じるなど、職場の危機管理体制を構築した。 徹底したゴミの再資源化に取り組んだ結果、資源化率は前年度と同様78.0%を達成した。	A
	②個人情報の保護、情報公開、環境への配慮		
2 住民の平等な利用確保	①管理運営、施設事業との関連性	令和4年度は、最大2年間の予定で実施される大規模改修工事の初年度となったが、ホールの指定管理者である当財団は、実施主体である高松市と連携を図りながら、工事の円滑な施工確保に取り組んだ結果、工事は概ね順調に進行した。 1F以外の施設については、長期休館中であるが、貸館を継続している市民ギャラリー及びコミュニケーションプラザについては、新型コロナウイルス感染症対策に留意しながら、利用者にとって快適で安全・安心な施設・設備環境を提供した。	A
	②平等な利用の確保		
3 施設の効用の最大限の発揮	①利用促進対策	自主事業については、当ホールが利用できないことから、例年よりも事業規模を縮小して、他施設で実施したほか、「音楽お届け便」として市内の公共施設で開催されるイベントなどにアーティストを派遣するなどのアウトリーチ活動を拡充することにより、当ホールのPRIにも努めた。 また、1F市民ギャラリーを利用した初の試みとして、書のイベントやよしもと芸人のアート作品展「よしもと美術館」を開催するなど新境地を開いた。 利用者サービスの向上を目指し、高松市と協議を重ねながら新施設予約システムを構築し、令和4年度から運用を開始した。	A
	②広報・PR対策		
	③企画事業・自主事業		
	④市・関係団体・地域等との連携		
	⑤サービス向上の取組		
	⑥相談・苦情への対応		
4 管理を安定して行うための人員及び財政基盤の確保	①職員確保計画等	昨年度に引き続き職員の給料を1.19～2.18%ペースアップすることを決定し、職員のモチベーションアップを図るとともに、企業のイメージアップに取り組んだ。 休館期間を活用し、より積極的に業務管理研究会やアートマネジメント研修会に参加するなど職員の資質の向上に取り組んだ。 役員が役員の業務につき行った行為に起因し、損害賠償請求を受けた場合に備えて、新たに「役員賠償責任保険」に加入した。 予算執行については、基本協定書、実施計画書に基づき、きめ細かく収支計画を立てた上で適切な執行管理を行った結果、余剰金が出たため、指定管理料24,440,730円の精算(返還)を行った。	A
	②教育・研修		
	③就業規則等の遵守		
	④施設運営の健全性の確保		
	⑤損害保険等		
	⑥収支計画と執行管理		
5 管理に係る経費の縮減	①収入の確保・適正な人件費	勤務体制については、貸館施設が年末年始を除き、午前9時から午後10時までの開館時間となっていることから、夜間業務の外部委託による職員数の抑制、経費縮減を図る中で、1か月単位の変形労働時間制を採用している。 また、専門的な業務となる舞台設備操作管理業務については、組織の肥大化を抑制するため、当初から業務委託方式を採用し、組織の中で舞台グループとして業務を行っているが、休館期間中は、人員を1/4に縮減しつつも、人件費を抑制するため、夜間業務はこれまで通り外部委託としている。	A
	②運営経費の節減対策・コミュニティビジネスの視点		
	③経営の効率化		
	④合理的な会計制度		

総合評価コメント	総合評価
公益財団法人高松市芸術財団は、高松市文化芸術ホール開館時(平成16年度)より指定管理者として、関係法令等に基づき、施設の維持管理・運営を適切に行っている。 指定管理業務については、一部の事業に関して新型コロナウイルス感染症の影響もあったが、適宜対応を行い事業を実施することができた。 令和4年度より大規模改修工事を実施しているが、円滑な工事施工が実施できるように指定管理者と高松市、工事関係者等と連携強化を図ったことで令和6年4月の再オープンに向けて順調に工事施工が行われている。引き続き、工事施工に関して連携を密にし、工事完了できることを期待している。 大規模改修工事に伴い、一部の施設を除き休館しているため、他の施設を利用し自主事業等を継続している。また、公共施設で開催されるイベントにアーティストを派遣する等のアウトリーチ活動を拡充したことで市民に対する財団のPRIにつながるとともに市全体の文化芸術の振興促進に寄与した。 令和5年度も引き続き大規模改修工事を実施する中で連携強化を図るとともに、文化芸術の創造・発信の拠点施設としての役割を十分に発揮しつつ、より自主的なホール運営、新たな組織構築に向けて尽力していただきたい。	A